

自動振込サービス利用規定

PayPay銀行株式会社（以下、当社といいます。）は、お客さまが予め登録した情報に基づく包括的なご依頼により、当社がお客さまから都度の指示を受けることなく、毎月指定日に振り込みを行う「自動振込サービス」（以下、本サービスといいます。）に関する利用規定（以下、本利用規定といいます）を以下のとおり定めます。

第1条（利用申込および契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客さまは、本利用規定、当社が別途定める「預金口座取引一般規定」および「ワンタイムパスワード規定」ならびに本サービスに関して当社が行う通知およびホームページに掲載する事項に同意したうえで、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとしします。
なお、本サービスに関して当社が行う通知およびホームページに掲載する事項は、本利用規定の一部を構成するものとしします。
2. 当社は、原則として、前項に定める利用申し込みを受領した時に当該申し込みを承諾するものとし、これをもって、お客さまと当社の間で本利用規定ならびに当社が別途定める「預金口座取引一般規定」および「ワンタイムパスワード規定」に定める条件にて本サービスの利用に係る契約が成立するものとしします。

第2条（本サービスの利用条件）

1. お客さまは、当社の預金口座および別途当社が指定する金融機関の国内本支店の預金口座に対する振り込みについて、本サービスを利用することができます。
2. 本サービスは、代金支払い管理サービスの受取人指定口座に対する振り込みには利用できません。
3. 本サービスは、当社との各取引に関して、当社が当社の普通預金口座保有者に交付するパスワード生成機（トークン）をご利用のお客さまに限り、利用することができます。
4. 本サービスは、電話、自動機からはお申し込みいただけません。
5. 本サービスにおける振込資金の引落とし口座としてお客さまが指定する預金口座（以下、支払指定口座といいます）は、お客さまが当社に保有する預金口座に限りです。

第3条（振込手数料）

1. お客さまは、本サービスの利用にあたり、本サービスにおける振込について、別途当社が定める振込手数料を支払うものとしします。
2. 当社は、本サービスにおける振込を実行する際、支払指定口座から振込資金とともに振込手数料を引き落とすものとし、当該引落としをもって、お客さまは、当社に振込手数料を支払ったものとしします。

なお、お客さまは、本サービスにおける振込が当社の責めによらずに不能となった場合でも、当該振込に係る振込手数料を支払うものとします。

第4条（振込依頼等）

1. お客さまは、本サービスの利用にあたり、振込先口座番号、受取人名、振込指定日、振込金額その他当社が指定する情報（以下、振込明細情報といいます）を当社所定の方法により予め登録するものとします。
2. 当社は、振込明細情報の登録件数、振込指定日として指定できる日の範囲、本サービスにおける振込金額の上限等、振込明細情報として登録できる情報の範囲を別途限定することができるものとします。
3. 登録された振込明細情報は、当該登録を行った日の翌日から適用されるものとします。
4. 当社は、お客さまが振込明細情報を登録したことをもって、当該振込明細情報に基づく定期的かつ継続的な振込を、当社に包括的に依頼したものとみなします。
5. お客さまは、当社所定の方法により、振込明細情報を変更もしくは削除し、または登録された振込明細情報に基づく振込を停止することができるものとします。この場合、前項の依頼が変更され、取り消され、または一時停止されたものとみなします。
6. 前項による振込明細情報の変更および削除、ならびに振込停止の指示は、当該指示を行った日の翌日から適用されるものとします。なお、振込明細情報を変更した場合、当該変更を行った日においては、変更前の振込明細情報が適用されるものとします。

第5条（振込手続）

1. 当社は、都度、お客さまの指示を受けることなく、振込明細情報に基づき、振込指定日における当社の任意の時間に支払指定口座から振込資金および当該振込に係る振込手数料を引き落とし、振込を実行するものとします。
2. 振込明細情報に登録された振込先口座が当社以外の他の金融機関の預金口座であって振込指定日が当該金融機関の休業日にあたる場合、当社は、振込指定日の直前の当該金融機関の営業日に前項の定めに基づいて振込を実行するものとします。ただし、当該営業日が、振込明細情報の適用日よりも前の日になる場合、当社は当月分の当該振込明細情報に基づく振込を行いません。
3. 当社は、振込を実行すべき日に、振込資金および振込手数料相当額の引き落としができなかった場合（支払指定口座の解約、差押などによる支払い停止等の場合も含みます）、お客さまが当月分の振込依頼を取り消したものとみなし、本サービスによる振込を行いません。なお、支払指定口座の残高が、同じ日を振込指定日として依頼された振込の全部を実行するのに不足する場合、当社は、当社所定の基準にて実行可能な振込依頼のみを実行するものとし、この取り扱いによりお客さまに生じた損害について一切責任を負いません。
4. 当社は、振込手続着手後に何らかの理由により振込不能であることが判明した場合、当社所定の方法でその旨をお客さまに通知するとともに、当該振込依頼に係る振込資金を支払指定口座に返金し

ます。ただし、この場合でも、振込不能が当社の責めによる場合を除き、振込手数料は申し受けません。

第6条（組み戻し）

1. お客さまは、すでに実行された振り込みについて組み戻しを希望する場合、当社所定の方法により当社に組戻手続を依頼するものとします。ただし、受取人の承諾が得られない場合などは組み戻しできないことがあります。また、所定の期間が経過した場合についても受取人の承諾が得られなかったものとします。
2. お客さまは、前項の組み戻しについて、当社所定の組戻手数料を支払うものとし、当社は、当社所定の期日までに支払指定口座から組戻手数料を引き落とすものとします。支払指定口座から組戻手数料が引き落としできない場合は組み戻した資金を入金指定口座に入金し、その時点で入金指定口座より組戻手数料を引き落とすこととします。また、組み戻しを依頼する金額が組戻手数料より少ない場合は組み戻しを受け付けできない場合があります。

第7条（パスワード等の管理）

お客さまは、本サービスの利用にあたり認証に用いるインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワード（あわせて以下、「パスワード等」といいます）を自らの責任をもって管理するものとし、当社は、お客さまのパスワード等による認証を用いて行われた本サービスにおける一切の行為について、お客さま本人が行ったものとみなして取り扱い、その不正使用等につき一切の責任を負いません。

第8条（本サービスの取扱時間）

本サービスの取扱時間は、原則として24 時間365 日とします。ただし当社が、システム点検その他のやむを得ない事由により営業を停止している場合はこの限りではありません。

第9条（免責）

以下の場合、そのために生じた損害について、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、当社は責任を負いません。

- ① 天災、火災、騒乱等の不可抗力により、または裁判所等公的機関の措置等の事由により、本サービスの取り扱いが遅延または不能となった場合
- ② 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器・回線・インターネットおよびコンピューター等の障害もしくは回線の不通により、本サービスの取り扱いが遅延し、または不能となった場合
- ③ 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴・ハッキング等がなされたことにより取引情報が漏洩した場合
- ④ 当社が次条により本サービスを変更または終了した場合

第10条（本サービスの変更または終了）

当社は、30日前までに当社が別途定める方法で告知することにより、本サービスを変更または終了することができるものとします。

第11条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第12条（適用規定等）

本サービスには、本利用規定、当社が別途定める「預金口座取引一般規定」および「ワンタイムパスワード規定」が適用されるものとします。なお、「預金口座取引一般規定」および「ワンタイムパスワード規定」と本利用規定の定めが異なる場合は、本利用規定の定めを優先するものとします。

第13条（準拠法および裁判管轄）

1. 本利用規定の準拠法は、日本法とします。
2. 本利用規定または本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2021年4月5日】